三　市町村民税所得割合算額が七万七千百一円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第五号に掲げる者を除く。）　一万六千百円
四　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月の属する年度（特例保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者又は養育里親等である支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。）　三千円
五　特例保育のあった月において被保護者である支給認定保護者　零

2　満三歳以上保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。
一　次号から第八号までに掲げる者以外の支給認定保護者　十万千円（短時間認定保護者にあっては、九万九千四百円）
二　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての特例保育のあった月の属する年度（特例保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額（以下この項において「市町村民税所得割合算額」という。）が三十九万七千円未満である場合における当該支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　七万七千円（短時間認定保護者にあっては、七万五千八百円）
三　市町村民税所得割合算額が三十万千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　五万八千円（短時間認定保護者にあっては、五万七千百円）
四　市町村民税所得割合算額が十六万九千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　四万千五百円（短時間認定保護者にあっては、四万九百円）
五　市町村民税所得割合算額が九万七千円未満である場合における支給認定保護者（次号から第八号までに掲げる者を除く。）　二万七千円（短時間認定保護者にあっては、二万六千六百円）
六　市町村民税所得割合算額が四万八千六百円未満である場合における支給認定保護者（次号及び第八号に掲げる者を除く。）　一万六千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万六千三百円）
七　支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月の属する年度（特例保育のあった月が四月から八月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。次項第七号において同じ。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該支給認定保護者（次号に掲げる者を除く。）　六千円
八　特例保育のあった月において被保護者である支給認定保護者又は里親である支給認定保護者　零

3　特定満三歳以上保育認定子ども及び満三歳未満保育認定子どもに係る支給認定保護者についての法第三十条第二項第四号の政令で定める額は、次の各号に掲げる支給認定保護者の区分に応じ、当該各号に定める額又は特例保育に係る標準的な費用の額として内閣総理大臣が定める基準により算定した額のいずれか低い額とする。
一　前項第一号に掲げる支給認定保護者　十万四千円（短時間認定保護者にあっては、十万二千四百円）
二　前項第二号に掲げる支給認定保護者　八万円（短時間認定保護者にあっては、七万八千八百円）
三　前項第三号に掲げる支給認定保護者　六万千円（短時間認定保護者にあっては、六万百円）
四　前項第四号に掲げる支給認定保護者　四万四千五百円（短時間認定保護者にあっては、四万三千九百円）
五　前項第五号に掲げる支給認定保護者　三万円（短時間認定保護者にあっては、二万九千六百円）
六　前項第六号に掲げる支給認定保護者　一万九千五百円（短時間認定保護者にあっては、一万九千三百円）
七　前項第七号に掲げる支給認定保護者　九千円
八　前項第八号に掲げる支給認定保護者　零

4　支給認定保護者又は当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が特例保育のあった月において要保護者等に該当する場合における当該支給認定保護者に関する前三項の規定の適用については、第一項第三号中「一万六千百円」とあるのは「一万五千百円」と、同項第四号中「三千円」とあるのは「零」と、第二項第六号中「一万六千五百円」とあるのは「一万五千五百円」と、「一万六千三百円」とあるのは「一万五千三百円」と、同項第七号中「六千円」とあるのは「零」と、前項第六号中「一万九千五百円」とあるのは「一万八千五百円」と、「一万九千三百円」とあるのは「一万八千三百円」と、同項第七号中「九千円」とあるのは「零」とする。
（複数の支給認定子ども等がいる支給認定保護者に係る特例）
第十四条　負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法第四十三条の二に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第三項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第一学年から第三学年までに在学する子ども（以下「小学校第三学年修了前子ども」という。）をいう。以下この条において同じ。）が同一世帯に二人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する法第二十七条第三項第二号、法第二十八条第二項第一号から第三号まで、法第二十九条第三項第二号及び法第三十条第二項第一号から第四号までに規定する政令で定める額は、第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。
一　次のイからハまでに掲げる支給認定子ども　当該支給認定子どもに関して第四条から第七条まで及び第九条から前条までの規定により算定される額に百分の五十を乗じて得た額
イ　支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうち小学校第三学年修了前子どもが一人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どものうち最年長者をいう。以下この条において同じ。）である教育認定子ども
ロ　支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子ども（当該支給認定保護者に係る負担額算定基準子どもである小学校就学前子どもをいう。以下この条において同じ。）（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもを除く当該支給認定保護者に係る負担額算定基準小学校就学前子どものうち最年長者であるものに限る。ハ及び次号において同じ。）である満三歳以上保育認定子ども又は満三歳未満保育認定子ども
ハ　支給認定保護者に係る全ての負担額算定基準子どもが小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども
二　次のイからハまでに掲げる支給認定子ども　零
イ　支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第三学年修了前子どもが二人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども
ロ　支給認定保護者に係る負担額算定基準子どものうちに小学校第三学年修了前子どもがいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである教育認定子ども
ハ　負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子ども及び負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども